

# 金融教育の来し方と課題

～金融経済教育新機構の本格稼働に寄せて～

永 沢 裕 美 子

## はじめに～良質な金融商品を育てる

2004年に金融分野に特化した消費者市民グループ「良質な金融商品を育てる会（通称フォスター・フォーラム）」を有志6人で立ち上げ、活動を始めてから早20年になります。私たちは、自立した品格ある老後を送りたい。そのためには、老後に備えて、自分事として資産形成に取り組んでいかねばならないが、その際に利用できる金融商品は投資信託であるところ、信頼して利用できる投資信託が提供されているのだろうか！という問題意識から、この活動を始めました。

設立時より「私たちが考える良質な金融商品とは」（資料1）を掲げ、金融業界や金融庁に意見書を発出する活動をしてまいりました。

当初は、金融業界の方々にはなかなかご理解いただけず、「君たちも物好き

### 【資料1】 私たちが考える良質な金融商品とは

1. シンプルで分かりやすいこと
2. コスト(手数料等)が適正で、明確に開示されていること
3. 組成・販売において、事業者が適合性の原則に合致する提供を行っていること
4. 商品やサービスの供給者としての責任を事業者が全うしていること

という要件を満たすものです。

私たちが金融商品やサービスに求めているのは、何よりも「納得できること」「信頼できること」です。私たちの行動が、事業者と消費者との信頼関係づくりに役立つことを願っています。



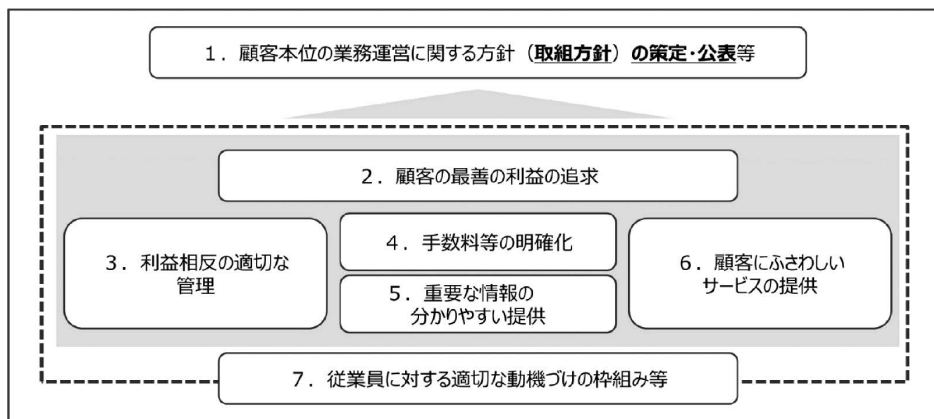
だね」と揶揄され悔しい思いをしたこともありますが、2008 年のリーマンショックを経て、ノックイン投信と呼ばれる複雑な仕組みの投資信託をめぐる消費者トラブルが全国的に多発し社会問題化した頃から潮目が変わりました。金融庁が耳を傾けてくれるようになり、共感いただける人の輪も広がっていききました。今日、「良質な金融商品」という言葉や考え方は広く浸透・定着していると言えるのではないのでしょうか。

皆様は「顧客本位の業務運営に関する原則」(資料 2)という言葉を見聞きされたことがありますか。2018 年に金融庁が全ての金融事業者に、この原則を採択して自分事として取り組むか、採択しない場合はその理由を述べよと迫ったことから、今日、この宣言を掲げていない金融機関を私は見たことはありません。この原則は 7 つの項目から構成されていますが、まさに私たちが掲げた「四つの要件」そのものであり、感慨深いものがあります。

顧客の利益を第一に考え、顧客の信頼に応えること。この当たり前のように思える原則が今ようやく金融機関に浸透・定着しつつあります。日本の投資信託にはまだまだ課題は残っていますが、改善は進んでおり、私たち国民が安心して資産形成や運用に利用できる金融商品となってきたとの手応えを感じています。

私どもフォスター・フォーラムの活動の紹介はここまでとさせていただきますが、こうした活動を評価いただいたからでしょうか、2009 年から金融審議

【資料 2】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」



(出所) 金融庁ホームページ

会の委員を務めることになり、2012年以降は金融庁が進める金融教育にも関わる機会をいただくことになりました。経済の専門家でも教育の研究者でもありませんが、我が国の金融教育が次のステージに進もうとしている今、自分が見聞きしてきたことを皆様にお伝えする責務があるとも思っております。

本題に入る前に、金融庁等の行政では金融経済教育という言葉を使っていますが、経済の理解なくして金融の理解はないことから、金融経済教育の意味で金融教育という言葉を使っていることが一般的なように思います。そこで、本稿では、固有名詞や行政文書の引用の場合等を除き、金融教育という言葉を使うことにします。

## 第1章 資産運用立国と金融教育

### 1. なぜ今、金融教育なのか

金融教育の機運が高まっています。背景として、人生100年と言われる時代を迎えています。長寿はめでたいことですが、現役時代の蓄えで生活しなくてはならない老後と言われる時間が長くなっています。少子高齢化が進み、これからはインフレも想定されることから、年金だけでは現役時代と同水準の生活を維持することは難しくなる。老後に向けた資産形成を自分事として考えなくてはならない。そのために必要な知識や考え方を身に付ける必要があると考える人が増えていることが挙げられます。

国の動きも大きく関係しています。2022年4月より、高校での金融教育が必修化され、学校教育でも金融教育は当たり前の時代を迎えています。お金は卑しいもの、学校で金融教育なんてとんでもないとお断りをされたことがありますが、隔世の感があります。

さらに、今年2024年4月に、大きな動きがありました。国と日本銀行と金融業界2団体が共同出資をして、金融経済教育推進機構（愛称J-FLEC）が認可法人として設立されたのです。認可法人とは、法律に基づいて設置される特別な法人であり、日本銀行や日本赤十字、預金保険機構等が認可法人に該当します。金融教育という特定の分野の教育の推進のために認可法人が設立されるのは、日本では前例がなく、画期的なことと言えるのではないのでしょうか。

## 2. 資産運用立国と金融教育

こうした動きの背景にあったのが、新しい資本主義を掲げる岸田政権のもとで策定された資産所得倍増プラン（資料 3）であり、資産運用立国という考え方です。

日本が経済成長を取り戻せない原因の一つとして、かねてより、家計のお金が現預金に留まり続け、投資に回らないことが指摘されてきました。日本の家計の金融資産は 2,000 兆円を超えるまでになっていますが、その過半が現金や預金に滞留を続けている状況は、2000 年代前半、小泉政権のもとで「貯蓄から投資へ」という政策スローガンが声高に言われた頃から変わっていません。

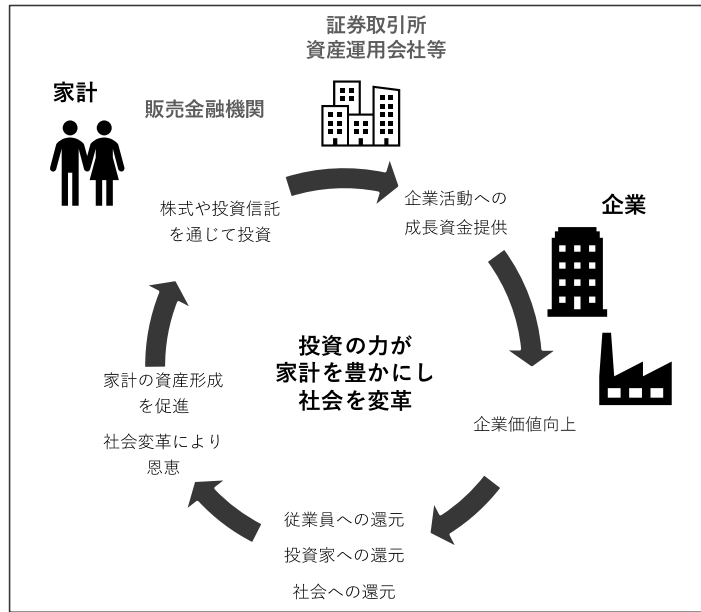
また、日本の家計が米国の家計と比べて、金融資産を増やしきれてこなかったとの指摘もあります。それも当然です。日本の家計は、金融資産の過半を現金や預金に置きっぱなしにしてきました。現金はリターンを生みませんし、預金もゼロ金利で、リターンを生まない資産でしたから、こうした大きな差がついてしまったと言えます。

お金には経済を回して成長させ、社会を変えていく力があります。家計のお金が、投資という形で企業活動に提供され、企業がお金を活用して新たな価値・利益を生み出し、その利益が配当や賃金の上昇という形で家計に還元されていくことで、家計は潤い、社会も発展をしていくということになります。これが資産運用立国という考え方であり、そうしたお金の流れはインベストメントチェーン（資料 4）と呼ばれています。このインベストメントチェーンを回していくためには家計が貯蓄の一部を投資へと回すという行動を起こすこと

### 【資料 3】 資産所得倍増プランの 7 本柱

- ① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的改正や恒久化
- ② 加入年齢の引上げなど Idec 制度の改革
- ③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④ 雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦ 顧客本位の業務運営の確保

【資料4】 インベストメントチェーンのイメージ



(出所) 金融庁資料等を参考に筆者作成

が必要となるのですが、次のような事情が障害となってきました。

一つは、投資未経験者が安心して利用できる金融商品やサービスが担保されてこなかったことです。この課題については、冒頭のフォスター・フォーラムの活動紹介の中でもお伝えしたように、投資信託の商品性の改善が図られ、市場の改革も進み、かなり改善されていると言えます。

そしてもう一つ、家計が投資に向かおうとしない理由として挙げられたのが、家計が投資へと行動を起こすには一定の金融リテラシーが必要となるところ、多くの家計がそうした金融リテラシーを身に付ける機会がなかったという事情です。2022年に実施された金融リテラシー調査によれば、金融教育を受けたことがあると回答した人はわずか7%に過ぎず、米国の20%（2018年時点）と比べるとかなり低い水準にとどまっています。

学校での金融教育が始まっていますが、問題はすでに社会人となっている人たち、私たち世代です。今の市場に参加している社会人が変わらないことには、インベストメントチェーンは動き出しません。そこで、この課題を解決するための方策として、資産所得倍増プラン（資料3）には、家計の資産所得の倍増

への道筋として、少額投資非課税制度 (NISA) の抜本的拡充とともに「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」が盛り込まれました。国家戦略としての金融教育を永続的かつ安定的に推進していくための体制整備として、金融サービス提供法を改正して、同法に基づく認可法人として J-FLEC が設立されることになったのです。

### 3. J-FLEC の設立経緯と課題

我が国の金融教育がどのように形成されてきたのかは改めて第 2 章でお話しさせていただきますが、2005 年に金融広報中央委員会によって「金融教育元年」が宣言され、2013 年以降は同委員会のもとに金融経済教育会議が設置されて、官民が連携して金融教育を推進してきたという経緯がありました。

しかしながら、現状は前述のように「金融教育を受けたことがない」と回答した人が 9 割を超える状況にあり、国民に金融教育が浸透してきたとは言えません。その原因として、学校段階、社会人・高齢者段階ともに、金融教育に充てることができる機会や時間が限られており全体的な量が少ないことに加えて、金融経済教育推進会議の開催は年に 2 回であり、金融庁や金融広報中央委員会、金融関係団体等との間の調整が不十分で効率が悪いといった指摘や、金融教育の実施主体が金融関係団体や個別の金融機関では国民は敬遠する等の指摘<sup>1)</sup> がなされました。こうした声を受けて、政府は金融教育を本気で推進していくためには国民の目から見て中立的かつ常設の組織を設立することが必要と判断し、J-FLEC の設立ということになったのです。

「中立的な立場から広く金融経済教育を提供していくことを通じて、誰一人取り残すことなく、みなさん一人ひとりが描く、フィナンシャル・ウェルビーイングの実現を支援するとともに、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献」していくという理念を掲げてスタートした J-FLEC の概要については、J-FLEC のホームページ<sup>2)</sup> をご覧ください。国と日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会が発起人となり、資本金約 10 億円の 9 割強を国が、1 割弱を他の 3 法人 (民間) が拠出して設立されました。毎年の子算は

---

1) 2021 年に開催された金融審議会・顧客本位タスクフォースでの指摘 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/base\\_gijiroku.html#kokyaku\\_honi\\_tf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#kokyaku_honi_tf)

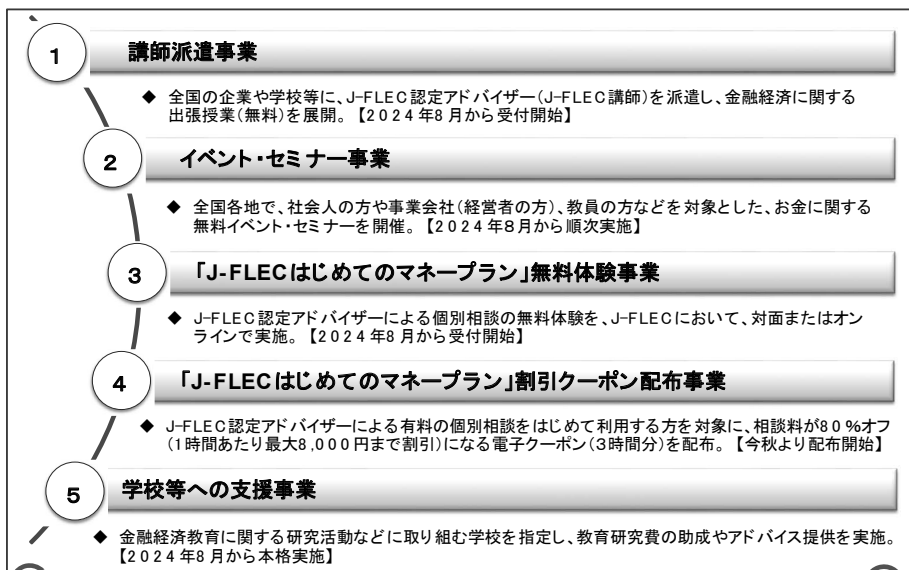
2) <https://www.j-flec.go.jp>

約 20 億円が予定されており、その約 1 割を国が負担、残り約 9 割は民間業界団体が広く負担することとされています。日本銀行に置かれていた金融広報中央委員会はその業務のすべてが J-FLEC に移管され解散となり、全国銀行協会や日本証券業協会、投資信託協会等から各団体が行っていた教育・啓発関連事業が J-FLEC に移管され、こうした業務に携わってきた職員が J-FLEC に出向または移籍することになりました。

運営の中立性が確保されるような配慮もなされています。役員の選任等は法令で規定され、重要事項を決定する運営委員会の半数以上は外部の有識者によって構成されています。運営委員会の議事概要や企業の経営計画に相当する事業計画や財務情報、入札情報等もホームページに公開されており、運営の透明性を高めている点は高く評価できます。

J-FLEC が行う事業については資料 5 をご覧ください。金融広報中央委員会等が実施してきた講師派遣事業やイベント・セミナー事業、学校等への支援事業（資料 5 中の①②⑤）を継承した他、新たに「認定アドバイザー制度」を創設しました。この制度は、金融審議会・顧客本位タスクフォース等で「一般国民の資産形成を後押しするには、金融教育の拡充だけでなく、個々人の状況

#### 【資料 5】 J-FLEC の行う事業



（出所）J-FLEC 理事長就任記者会見資料より

を踏まえた顧客本位のアドバイスの提供が必要不可欠であるのに、それができるアドバイザーが育っていない」、「顧客サイドに立ったアドバイスを提供するとうたいながら、報酬の高い特定の金融事業者や金融商品に偏ったアドバイスが行われている」といった指摘があったことを受けて創設されました。J-FLEC の創設以前は、各地の金融広報委員会が任命する金融広報アドバイザーが自治体や学校等で行われる金融教育講座に講師派遣されてきましたが、今後は J-FLEC が任命する「J-FLEC 認定アドバイザー」がその役割を担うことになる他、「J-FLEC 認定アドバイザー」の氏名とプロフィールを J-FLEC のホームページに公開することが始まっています。資産形成に関する個別相談を受けたいという人がこのサイトを見て、自分に合っていると思う「J-FLEC 認定アドバイザー」を選択して利用することになるわけですが、我が国では、そもそもお金を出して資産形成や運用について専門家に相談するということは一般国民の間には馴染みがありません。そこで、当時の金融庁曰く、有償でアドバイスを受けるといった文化を根付かせるためにということで、無料体験事業や割引クーポン事業（資料 5 中の③④）を始めることになったのです。ただし、「J-FLEC 認定アドバイザー」の提供するアドバイスを利用者がどう評価するのかは未知数です。

「J-FLEC 認定アドバイザー」になるには、応募して審査を受けて合格し、所定の研修を受ける必要があります。応募するには「専門性」要件と「中立性」要件を充足している必要があります。「専門性」要件としては、アドバイスを提供するのに有益な資格、例えば FP や外務員 1 種、証券アナリスト、消費生活アドバイザー等の資格に加えて、それぞれの資格に応じて必要とする業務経験年数が定められています。「中立性」要件については、金融商品の組成や販売等を行う金融機関に所属していないことや、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼしうるような報酬を得ていないこと等の要件が定められています。「中立性」要件に関して、金融機関に勤務している人を排除してしまうと、特に地方では必要な人材の確保が難しくなるのではないかと等、金融審議会の席上では多様な意見が出ていたことをお伝えしておきたいと思います。

ところで、「J-FLEC 認定アドバイザー」になったら、どんなことができるのでしょうか。一定の審査を通過すれば、J-FLEC が行う金融講師の講師や無料相談の相談員業務等を受託することができるほか、J-FLEC の外でも「J-



FLEC 認定アドバイザー」という肩書きを使ってアドバイスを提供し、その対価（報酬）を顧客から受領することが許されています。一方、「J-FLEC 認定アドバイザー」という称号の信頼性を担保するために、厳しい行為基準が定められています。例えば、利用者の判断を誤らせるおそれのある表現の使用を回避することや、利用者の利益に資することに専念する義務、報酬を受領する場合には金額または算定方式を事前に合意しておくべきこと等のほか、不特定多数に対して情報発信を行う場合や金融機関からの依頼を受けて研修やセミナーで講師を務める場合には J-FLEC に事前届出義務を負うこと等、細かく定められています。こうした行為基準に違反すると認定取消し等の処分が行われることになります。

#### 4. J-FLEC の課題

我が国の金融教育の推進役として期待される J-FLEC ですが、課題は大きく四つあると考えています。

第一は、全国各地で金融教育を底上げしていくために必要な良質な人材をどう確保・育成していくのかという課題です。2024 年 12 月 9 日現在、J-FLEC は全国で 1,013 人を「J-FLEC 認定アドバイザー」に認定していますが、認定者数が 0 人の県もあり、地方での人材確保はそう簡単ではない状況がうかがえます。中立性確保の観点から金融機関に勤務している人は「J-FLEC 認定アドバイザー」になることはできないとされていますが、会社から離れて個人の社会貢献として関わる場合も認められないのでしょうか。また、金融機関勤務者を一括りにするのもどうなのでしょう。年金の運用等に携わっている資産運用会社に勤務している人にこそ金融教育に関わっていただきたいと思うのは私だけでしょうか。今後の課題と言えるでしょう。

また、「J-FLEC 認定アドバイザー」が J-FLEC の外で個別アドバイスを提供する場合の値段（報酬額）はアドバイザー自身が自分で決めて J-FLEC のホームページ上に提示し、利用者がそれを見て選んで利用する仕組みになっていますが、アドバイスを実際に利用した利用者がどう評価するのか等、色々なことが起こりそうです。注意深く見ていく必要があるように思います。

第二として、東京から地方に金融教育をどう浸透させていくのかという課題です。インターネット教材の開発やオンライン講座や相談の提供によって相当

程度克服できるとも思いますが、鍵になるのは各地で金融教育の現場を担う人々との繋がりでしょう。今後「J-FLEC 認定アドバイザー」が全国で認定されていけば、この課題は徐々に解決されていくと期待していますが、J-FLEC が 47 都道府県の金融広報委員会をはじめとする各地の関係団体としっかりとつながっていくことも課題と言えます<sup>3)</sup>。

第三はお金の問題です。事業予算は年間約 20 億円、そのうちの 9 割以上を金融関連団体等が負担すると伝えられています。国が全額負担すべきだという意見もありますが、国の予算に頼ると政権に左右されるという不安がありますし、何よりも、金融教育は価値観を伴うものであり、J-FLEC が民のお金も入れて運営する体制を採用したことは正しい選択だったと私は評価しています。ただし、業界団体に奉加帳を回すという現行の方法には不安があります。お金を出したら口も出したくなるものではないでしょうか。また、業界団体によっては事情が変わるということも、今後ありうるのではないのでしょうか。私は、運営の中立性と安定性の確保のためには、将来的には金融教育の受益者が広く薄く負担する仕組みを考えていくことが望ましいように思っています。乱暴な発想かもしれませんが、例えば、NISA 口座の資産残高は 2024 年末現在で 17 兆円超です。投資信託の純資産総額は 240 兆円にもなっています。こうした資産に年率 1 ベーシスポイント (1 万分の 1) あるいは年率 0.1 ベーシスポイント (10 万分の 1) を乗じた金額を負担金として徴収する等、考えることは色々あるのではないのでしょうか。国民的な議論を行なっていくことが、今後の課題と私は考えています。

第四の課題は、第 2 章でお話しさせていただきますが、我が国が育ててきた金融教育はもっと幅広いものであったはずです。J-FLEC が現在行っている金融教育は、その設立経緯もあって、資産形成・運用や投資に関する教育が中心となっています。それはそれで必要なことと思いますが、我が国が育ててきた金融教育の多様性がやや失われているように思われます。国民の置かれた状況は様々です。国が主導して行う教育ですから、国民の多様性に即した教育

---

3) 47 都道府県にある金融広報委員会 (事務局は日本銀行支店または都道府県庁) や地方銀行協会 (49 団体) や日本証券業協会の地区協会 (8 カ所) や財務局 (10 団体) 等との連携を強化し、全国を 8 つのブロックに分けて協議会を開催する等して課題の解決策の共有等を行なっていくとしている。

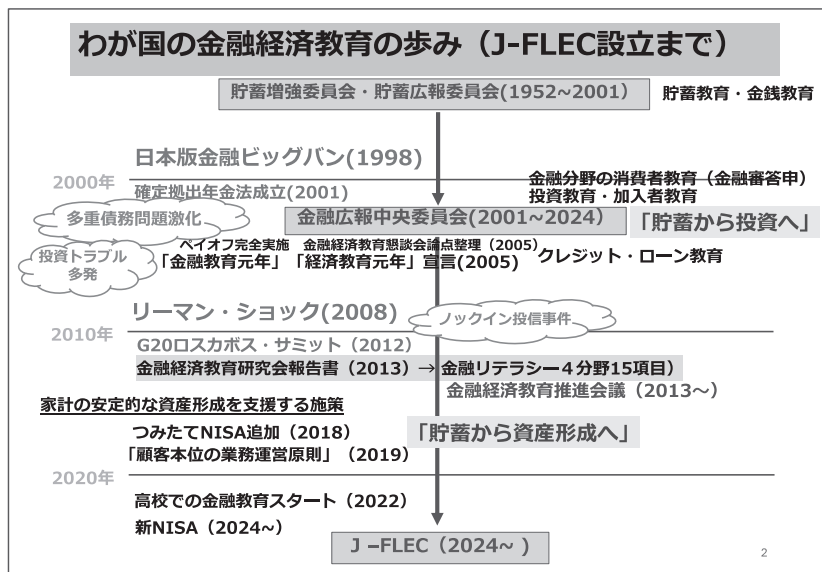
であるべきですし、国民の間で拡大している格差を縮小するための教育であって欲しいものです。

## 第2章 日本の金融教育の形成過程を振り返る

第1章ではJ-FLECを中心に足元の金融教育の現状について概観しましたが、ここからは日本の金融教育がどのように形成されてきたのかを見ていきましょう。教育は往々にして、国の政策や国家戦略の影響を受けるものです。金融教育も例外ではありませんでした。本章では、戦後からJ-FLECの設立までの金融教育が、どういう時代背景でどのように形成されてきたのかを振り返ります。

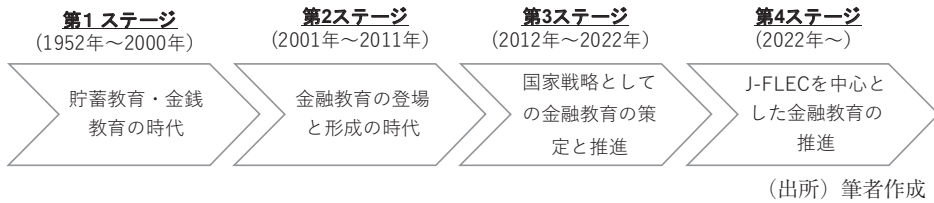
日本の金融教育の歩みを年表にまとめたのが資料6です。また、1952年から2024年までの時間を四つのステージに分けてみました(資料7)。このように分けた理由は、まず、金融教育という言葉が使われるようになったのが2000年を過ぎた頃からである点に着目しました。それまでの50年間を第1ステージとし、それ以降を、金融庁が金融教育の推進を国の責務として位置づけるようになった2012年を境に第2ステージと第3ステージに分けてみまし

【資料6】 我が国の金融教育の歩み (1952年から2024年まで)



(出所) 筆者作成

【資料 7】 我が国の金融教育の形成過程 (イメージ図)



た。そして、前述のように 2022 年に資産所得倍増プランが登場して J-FLEC の創設に動き始めて以降を第 4 ステージとしています。なお、戦前から戦後にかけても、金融教育に相当する教育は行われていました。学校教育の中でどういふことが行われていたかを以下に〈補論〉として書かせていただきました。算数や数学の中で金融教育をという声をよく聞きますが、過去にこんな経緯があったのかと私としては新たな発見でした。

### 〈補論〉戦前から戦後にかけての金融教育

戦前から戦後にかけて、実用的な事項の習得を目指す金融教育が実践されていたことが様々な資料から確認できます。例えば、1905 年の国定教科書「尋常小学算術書」では、「生活上必須ナル知識」として、尋常 6 年生の最後で利息や公債株式等の計算の学習が配置されていました。終戦直後の 1947 年に作成された学習指導要領試案では、単元として「実務」が置かれ、例えば小学校 6 年生で貯金、貯金申込書、収支勘定、終始勘定、勘定書、領収書が学習項目として扱われていました。当時は、相当数の児童が小学校卒業後に就労しており、小学校の課程で、自立した個人として生計を立てていくために必要な術として、金利をはじめとするお金に関する実学を教授しておく必要性があったのではないのでしょうか。

その後、1958 年を境に、学習指導要領の算数・数学教育から実用的な事例が消えていきます。当時、算数・数学教育の関係者の間で、物理や化学の基礎となる教育に力を入れるべきだとの声が高まったからと伝えられています。占領下では米国に倣って実学重視の教育が行われていましたが、1952 年に日本が独立を取り戻し、日本固有の教育をと考えられるようになったことも少なからず影響したのではないかと推察されます。

## 1. 第1ステージ（1952年～2000年）：貯蓄教育・金銭教育の時代

サンフランシスコ講和条約が発効した1952年、日本の金融教育の歴史の中で重要な一歩となる出来事がありました。貯蓄増強中央委員会の創立です。1950年に全国の都道府県に貯蓄推進委員会が相次いで設立されていきましたが、1952年に政府と日本銀行が主導して、全国一体となった貯蓄の推進という目的を掲げた貯蓄増強中央委員会が設立され、その事務局が日本銀行に置かれました。

1960年には同委員会のもとに貯蓄推進員制度<sup>4)</sup>が創設されていますが、背景に、戦後復興のための巨額な資金を家計から効率よく吸い上げるといふ国の政策があったことは言うまでもありません。同委員会は、「貯蓄は未来との対話」をスローガンに掲げ、「計画貯蓄」を提唱するようになります。「明るい生活の家計簿の普及」とともに、「子供銀行」と称する貯蓄制度を官民が協働して全国展開し、貯蓄習慣の育成に力を入れたと伝えられています。

時代背景として、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫、乗用車が次々と登場し、こうした高額な耐久消費財を購入するために、家計が割賦販売を利用するようになっていったという事情もありました。なお、この頃から、消費者という言葉が専門家の間で使われるようになっていったことも付言しておきたいと思います。1961年に創立された日本消費者協会の機関紙が「かしこい消費者となるためのかるた」を公表していますが、読み札の一つに「け 計画を 立てて 月賦を 上手に利用」がありました。また、「月賦利用額は、家計収入の6～7%が適当で、10%を超えては健全家計ではない」等、主婦を対象とした家計管理の啓発が行われていました。

1970年代後半になると、財政貯蓄増強委員会は家庭における金銭教育研究会を設置し、教員や学校教育の専門家を集めて、冊子「わが家の金銭教育—お金やモノを大切にすしつけ」の刊行（1980年）や、金銭教育の研究実践報告をもとに「学校における金銭教育の進め方」（1982年）の作成等を行ないました。同委員会のこうした活動を通じて、「金銭教育」という言葉が学校教育関係者の間に浸透していったと考えられます。

日本経済は、2度の石油ショックを経た後、1980年代に入ると急速な円高

---

4) 1988年に貯蓄増強中央委員会が貯蓄広報中央委員会に改称された時に貯蓄生活設計推進員に、2001年に金融広報中央委員会に改称された時に金融広報アドバイザーまたは金融学習グループリーダーに改称された。

を背景に構造変革が求められる時代を迎えました。こうした中で、1988年には貯蓄増強中央委員会は貯蓄広報中央委員会に改称され、活動の柱として、金銭教育の普及に加えて、金融経済情報のサービスと生活設計の勧めを掲げることになりました。この背景として、国民の価値観の多様化があったと伝えられています。国民生活が豊かになるにつれて、「貯蓄は美德」という価値観を学校で一律的に教えることが時代に合わなくなっていき、同委員会の活動の内容も、貯蓄の増進から個人のライフサイクルを考慮した生活設計支援へとその内容を変化させていくことになりました。

1980年代後半になると、円高・低金利の進行により株価が上昇し、日本はバブルの時代を迎えました。この頃から、証券会社が社会人向けに投資セミナーを開催するようになりました。今日、金融商品の販売勧誘につながるセミナーは金融教育ではないとされていますが、当時は投資教育の一つと考えられていました。なお、業界団体としての金融教育の取り組みは生命保険業界が早く、業界団体の生命保険協会とは別に生命保険文化センターを設立し、同センターのプロパー職員が講師として学校等に出向き、生活設計と生命保険の仕組み等の講座の提供を行なうようになっていました。こうした講座は、生命保険の販売を目的としたものではではありませんが、生命保険に偏った情報提供とならないよう、受け手(受講者)の成熟度にも配慮した情報提供のあり方が求められるところです。この課題については、2013年にスタートした金融経済教育推進会議のところでも後述します。

## 2. 第2ステージ(2001年~2012年):金融教育の登場と形成

### (1) 金融教育の形成

#### ① 日本版金融ビッグバンと金融分野の消費者教育

1990年代後半になると、我が国は深刻な金融危機を経て、金融システムを間接金融から直接金融へシフトさせていくため、「フリー・フェア・グローバル」を掲げた日本版金融ビッグバンと称する金融分野の大規模な規制緩和が断行されました。家計にとっての大きな変化は、投資信託の銀行窓販の解禁でした。それ以前は証券会社に限られていた投資信託の販売が銀行や郵便局でも行えるようになったのです。当時、資産形成のための金融商品の選択肢が増えることは家計にとってのメリットであると強調されましたが、実際には、選択肢

が多過ぎて選ぶことが難しいという状況が生じてしまいました。また、投資信託の仕組みや投資リスクについて理解しないまま購入する家計が大半で、損失が発生すると「こんな商品とは知らなかった」といった苦情や相談が多発するようになっていました。こうした実情を踏まえて、当時、21世紀を支える新しい金融の枠組みについて審議を行っていた金融審議会<sup>5)</sup>の委員からは金融分野の消費者教育の必要性を指摘する意見が出され、2000年6月にとりまとめられた金融審議会答申は、国に対して金融分野の消費者教育を貯蓄広報中央委員会・都道府県貯蓄増強委員会のネットワークを活用して体系的、効率的に実施することを求めることとなりました。

この答申を受けて、2001年に貯蓄広報中央委員会を改称して金融広報中央委員会が発足することになりました。2004年には同委員会は金融に関する消費者教育をお金に関わる教育全般と捉えなおし、金融教育という概念を使用することとなりました<sup>6)</sup>。こうして貯蓄増強中央委員会や貯蓄広報中央委員会のもとで形成されてきた金銭教育や経済全般に関する広報活動に、金融分野の消費者教育や後述の投資教育や経済教育等を包含する形で今日私たちが金融教育と呼んでいる教育が形成されていくことになったのです。

ところで、金融分野の消費者教育とはどんな教育が想定されていたのでしょうか。当時の金融審議会<sup>7)</sup>では具体的な言及はなされていませんが、日本消費者教育学会の創設者である故・今井光映先生によれば、消費者教育は、「一般消費者が、商品やサービスについて合理的な価値判断を下し、個人の消費生活を向上させるとともに、経済社会における消費の意義と消費者の役割とを自覚させるための教育」と定義されていました<sup>8)</sup>。より広義には、「そうした経済的利益の追求を手掛かりとして、消費者の生活防衛および意識の向上を図るだけでなく、市場における消費者の主体性の保全や拡大、さらには消費者の積極的な参加による経済社会の健全な発展をも目指すもの」とされてきました。ま

---

5) 1998年8月に大蔵省のもとに設置され、2000年に創設された金融庁に移管された。

6) 2005年6月内閣府「経済教育に関する研究会」中間報告書

7) 2000年5月29日に開催された第24回において金融分野の消費者教育が審議対象とされた。

8) その後、2009年に設置された消費者庁のもとで2012年に制定された消費者教育推進法では、消費者教育とは、消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けることができる実践的な能力を育むために、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者の育成を目指し、行われる教育と定義されている。

た、消費者と事業者の間には情報力や資力、交渉力の面で大きな格差があり、消費者が不利益や被害を被りやすい（消費者トラブルに遭いやすい）市場構造にあることから、トラブルや被害に遭わないための知識や心構えを教える啓発も消費者教育の領域と考えられてきました。2000 年当時、金融分野の消費者教育という言葉からどのような教育が具体的にイメージされていたのかはわかりませんが、金融分野の規制緩和によって金融商品やサービスの多様化が進む中で、合理的な意思決定に基づき、自分に適した商品やサービスの選択ができるようになることを支援するとともに、金融トラブルや詐欺被害に遭わないための啓発を意図していたのではないかと推測されます。ここからは私の推測になりますが、米国の消費者教育の古典と言われるボニスとバニスターの著書「Consumers Make Economic Decisions」（1988 年刊行）が 1998 年に「賢い消費者—アメリカの消費者教育の教科書—」として邦訳<sup>9)</sup>され、多くの消費者教育関係者に読まれていました。同書は約 300 ページのうち約 90 ページを金銭管理に当てており、投資についてもかなりのページを割いています。この本で紹介された内容が、金融分野の消費者教育のイメージとして当時の金融審議会の委員の頭の中にあっただけではないでしょうか。

なお、近年では、消費者は必ずしも合理的な判断をするものではないと考えられるようになってきました。デジタル化の進展等により、誰もが非合理的な判断をしてしまう脆弱性を持っているとも言われるようになってきました。消費者教育の前提となっている合理的な消費者像そのものの見直しが必要であることや、消費者教育では解決できない課題があり、法規制によって対応すべき領域があるということも指摘されるようになってきたことをこの機会に付言させていただきます。

## ② 確定拠出年金法と投資教育

金融広報中央委員会が発足した 2001 年には確定拠出年金法が成立し施行となりました。従来の企業年金は、事業主が将来の給付額を約束する確定給付型のみでしたが、1990 年代のバブル崩壊によって多くの企業年金の財政が悪化し、約束通りの支給を継続していくことが困難となったことが、同法の立法の背景でした。確定拠出型は、加入者である従業員が自ら資産運用を行い、その

---

9) 小木紀之・宮原祐弘監訳、家政研修社 1998 年 4 月 1 日 1 刷発行



運用結果に基づく給付を老後所得として受け取る仕組みの年金です。確定拠出型の年金が老後の所得確保の手段として有効に活用されるためには、加入者である従業員自身が、老齢給付金の受給時期等制度に関する情報や知識に加えて、適切な資産運用を行うための情報や知識を持っていることが不可欠となります。そのため、同法は確定拠出型を採用している事業主に対し、加入者等に対する投資教育の継続的な実施を努力義務として規定しました。投資教育というと一般に、投資を始めるための教育と考えられがちですが、確定拠出年金法で想定されている投資教育は広範囲なものであり、その内容は今日行われている金融教育に近いものと言えます。

### ③ 「貯蓄から投資へ」と「経済教育元年」「金融教育元年」宣言

2001年に「聖域なき構造改革」を掲げて発足した小泉政権のもとで閣議決定された骨太の方針では、「個人投資家の市場参加が戦略的に重要。貯蓄優遇から投資優遇への金融の在り方の切り替え」と明記され、「貯蓄から投資へ」という政策スローガンが掲げられることになりました。

「貯蓄から投資へ」は、先進国の中では並外れて預貯金に偏っていた個人金融資産の運用をできる限り株式、債券、投資信託に振り向けようとするものでした。言い換えれば、日本経済の発展、企業の成長を図るためにはリスクマネーの円滑な供給が不可欠であり、そのためには、当時1,400兆円にも積み上がった個人金融資産の過半を占める預貯金の割合を引き下げ、株式、債券、投資信託の割合を引き上げることにありました。同年、金融庁がとりまとめた証券市場の構造改革プログラムでは、証券市場を活性化して、直接金融の機能を高めることが喫緊の課題とされ、個人投資家の「貯蓄から投資へ」を推進するための課題として、証券市場の信頼向上のためのインフラ整備、魅力ある投資信託の実現、税制改正<sup>10)</sup>とともに、投資家教育が政策課題として掲げられました<sup>11)</sup>。こうした政府方針に沿って、2005年には金融を含む経済教育等の実践的教育が提唱され、同年には政府（内閣府）と日本銀行は同年を「経済教育元年」及び「金融教育元年」と位置付け、全国各地で各種イベントが開催されること

---

10) 2003年の税制改正で、株式売却益や株の配当金を10%に引き下げる証券優遇税制が期限付で導入された。なお、証券優遇税制は、2014年にNISA（少額投資非課税制度）の導入に当たり廃止された。

11) [https://www.fsa.go.jp/kouhou/kouhou\\_02/014\\_1309.pdf](https://www.fsa.go.jp/kouhou/kouhou_02/014_1309.pdf)

になりました。

#### ④ 多重債務問題とローン・クレジット教育

金利の高い消費者金融を利用して返済ができなくなり生活が行き詰まる多重債務問題は、古くからある社会問題でしたが、バブル崩壊以降深刻化してきていました。2004年には、金融庁長官が文部科学事務次官宛に発出した文書の中で、「多重債務に陥る原因のひとつに、利息の負担を十分に理解しないまま、無思慮に借入れを行うといった消費者の行動があるとの意見もあり、学校教育の段階において債務管理を含めた金融経済教育を一層充実させる必要がある」との見解を示しました。

多重債務問題がさらに深刻化<sup>12)</sup>する中、最高裁のいわゆるみなし弁済規定に関する判決(2006年1月)を受けて改正貸金業法が成立、翌2007年には政府が多重債務者問題改善プログラムを決定するに至り、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が相談窓口の拡充やセーフティネットの整備等とともに多重債務問題の「対策の車の両輪」と位置付けられることになりました。こうして、社会に出る前の高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理等の制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう、高校の家庭科の学習指導要領において対応することが政府方針として示されることになり、ローンやクレジットに関する教育が学校教育の中に定着していくことになりました。

## (2) 金融教育の枠組みの模索

2000年代に金融教育という言葉が広く人口に急速に膾炙していくことになりましたが、金融広報中央委員会や金融庁をはじめとする関係省庁でどのような検討や取り組みがなされたかを見ておきましょう。

### ① 金融広報中央委員会「金融教育プログラム」

2001年に発足した金融広報中央委員会のもとでは、学校教育関係者が集められ、2002年に「金融理解度向上のための年齢層別カリキュラム(素案)」を

---

12) 2005年には自己破産者が18万人を超え、路上生活者約3万人のうち8割から9割が多重債務問題に起因、生活苦・経済苦による自殺者は7,800人にも達した。(「国民生活」2021年4月号、新里宏二弁護士) [https://www.kokusen.go.jp/pdf\\_dl/wko/wko-202104.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf_dl/wko/wko-202104.pdf)

公表しました。同素案では、幼稚園から成人までの金融に関する学習内容が「経済のしくみと消費者行動」「貨幣の価値と機能、金融のしくみ」「金融商品・サービスの内容」「生活設計」「消費者の自立」の5領域に分けて示され、その後の金融教育の方向性を基礎づけることになりました。2007年には学校教育関係者の協力を得て「金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—」を策定し公表しました。この「プログラム」は2度の改訂を経て、現在も学校教育の現場で活用されています。

なお、同委員会は2005年に学校教育を中心に金融教育を推進していくことを決定し、以降、学校教育の分野での金融教育の推進に注力していくことになりましたが、この決定が後に同委員会を廃止して金融経済教育推進機構を設立する決定の一因となったとも言われています。この点は後述します。

## ② 金融庁・金融経済教育懇談会「金融経済教育に関する論点整理」

1998年に成立した金融庁設置法は金融庁の所掌事務の1つとして「金融に係る知識の普及に関すること」を規定、これにより我が国の金融教育は金融庁が所管することになりました。「貯蓄から投資へ」を掲げる小泉政権のもとで金融庁は2004年に「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」を策定しましたが、その中で「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」を掲げ、「利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備」に着手することになりました。

2005年に金融庁は同「プログラム」の工程表に従って金融経済教育懇談会を発足させることになりました。生島ヒロシ氏や野中ともよ氏、藤沢久美氏らの他、学校教育関係者等を委員とする懇談会の第1回では次のような発言が記録されており、「貯蓄から投資へ」という政府方針や当時の世情が同懇談会に影響を与えていたことがうかがえます。

### 第1回議事要旨より

(金融経済教育の必要性について)

- ・これまでお金にうといほど善良な市民と思われてきたところ、いきなり自己責任と言われてとまどっているのが現在の状況であり、これに対応していくために金融経済教育が急務。

- ・少子高齢化の進展によって、退職後投資しながら生活していく人生モデルが一般化していることに対応していくことが必要。
- ・これからは、少子・高齢化で働く人自体がいなくなる中、資源のない国が額に汗水たらして加工貿易で頑張っ生きていくしかない、という従来の発想を変え、代わりに「お金に働いてもらう」のが国益だと、初等中等段階から教えていく必要がある。
- ・CSR を果たしている企業を個人が投資を通じて支援していく、という発想も大事。

同年 6 月に同懇談会がまとめた「金融経済教育に関する論点整理」と題する報告書では、金融経済教育について、その「イメージ」として「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供すること」と整理しました。そのうえで、金融教育の現状と課題を、初等中等教育段階と社会人・高齢者段階に分けて、次のように指摘・提言を行っています。

まず、初等中等教育段階については、教材自体は豊富に提供され、学習指導要領にも相応の記述はあるものの、現場の実践との間にギャップがあるとの現状認識を示しました。そして、課題として、現場の担い手である先生の意識を高めることを指摘し、金融や経済に関わる授業のイメージを描くことができる教材の開発、そして疑似体験、見学、実地活動を通じた実践的、体験的な教育等を提言しました。

社会人・高齢者段階については、教育機会も対象者も多様であり、知識やスキルの平準化が必要とされる初等中等教育の場合と異なるという現状認識を示したうえで、主体的に学ぼうとする個人を応援することやそのための動機付けが重要であり、教育というよりも啓発という位置付けが望ましいのではないかと指摘しています。また、投資教育については、金融教育のメインストリームにすることは難しいという認識を示したうえで、大多数の社会人・高齢者を対象とする場合は、①安全・危険の二分論とは異なる不確実なリスクという概念とどう付き合っていくか、②投機と投資との区別、③分散投資という資産管理・運

用の基本、④消費者として金融トラブルから身を守るための法知識等の4分野を中心に、バランスのとれたものにするべきであるとの提言も行なっています。

興味深い記述としては、社会人・高齢者に対する教育の担い手として、投資に馴染みのない顧客も対象にしてきた銀行が新たな担い手として期待できるという見解が示されている点です。もっとも、この見解に対して、少数意見ということだったので、一般人は営業目的があるかもしれないと警戒するので、主要な担い手として位置付けることは難しいと反論がなされたとの注記がなされています。今日では、販売金融機関と顧客との間には利益相反の問題があるとの認識が広く浸透していますが、その当時、多くの有識者の間でさえもこの問題がそれほど意識されていなかったことをうかがい知ることができ、時代が大きく変わったことを感じさせられる件です。

### ③ 内閣府・経済社会総合研究所「経済教育に関する研究会」中間報告書

2009年9月に消費者庁が設置されるまでは、我が国の消費者政策は内閣府が担っており、消費者教育についても所管していました。2004年6月に消費者保護基本法が消費者基本法へと改称、目的等も抜本的に改正され、我が国の消費者行政のスタンスが「保護から自立支援へ」と大きく転換した時代でもありました。消費者基本法では「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」と消費者の努力義務が明記され、国に対しては「(消費者がこうした努力義務を果たすために) 様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策」を講じることが義務付けられることになりました。このような中で内閣府の経済社会総合研究所に設置された「経済教育に関する研究会」が2005年6月に中間報告書を取りまとめています。その中で経済教育と消費者教育及び金融教育との関連について次のように整理しています。当時、消費者の自立が求められるようになる中で、消費者に対する教育一つをとっていても多様な教育分野が誕生し発展し、関係者がそれぞれの目的や対象とすべき範囲について腐心をしていた様子をうかがい知ることができます。

- ・消費者教育…消費者の意思決定、資源・資金管理、消費者の市民参加等、消費生活についての諸課題を消費者の個人的側面・社会的側面から追求することを目的とする。
- ・金融教育…生活設計と金銭管理、経済や金融の仕組みの理解、消費者トラ

ブルの未然防止、職業と進路選択等を教授。いわば、「金融における消費者教育」としての側面が強い。

- ・経済教育…経済学の基本概念を理解することを通じ、幅広い分野で人々の合理的意思決定を支援。各種の経済制度についてもこうした概念の把握を前提に深く理解し、政策的なあり方についても意見をもてることを目指す。こうした理解を前提とすると、消費者教育の派生として金融教育が現れているが、その最も根本となる部分となる「合理的な意思決定」という面については「経済教育」においても扱うものと理解できる。

#### ④ 文部科学省「学習指導要領」

文部科学省は全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、教育課程（カリキュラム）の基準として学習指導要領を定めて告示をしています。学習指導要領はほぼ10年に一度改訂され、高校の場合は改訂から4年後に全面实施となります。なお、2000年代に入ってから、2度の改訂（2008年・2009年改訂と2017年・2018年）が行われています。

全国銀行協会が2008年2月に公表した「金融経済教育の一層の充実に向け」によると、2008年・2009年改訂（2011年・2012年に実施）に先立ち、2005年から2007年にかけて第3期中央教育審議会の下に設置されていた初等中等教育分科会の教育課程部会では、金融教育を盛り込むべく見直しの検討が行われたものの、部会委員から家庭で教育すべき等の意見が相次ぎ、とりまとめ段階では金融教育に関する事項を盛り込むことが見送られたと報告されています。その後の教科別での議論で多重債務問題を含む消費者教育等を高等学校の家庭科において取り扱うことが決まり、一部復活となりましたが、当時の学校教育関係者の中には、金融教育を学校教育の中で実施することに抵抗感を示す人が少なくなかったことをうかがい知ることができる記述です。

### 3. 第3ステージ（2012年～2022年）：金融教育に関する国家戦略の策定と推進

#### (1) G20 ロスカボス・サミット

2000年頃を起点として始まった「金融教育」は、2001年から6年にわたって続いた小泉政権が終わった2007年以降、停滞期を迎えましたが、2012年以降、国が積極的に関与する形で新たなステージに入ることになりました。契機となったのが、2008年に米国で発生したリーマンショックに端を発した世界

的な金融危機です。

リーマンショックについてはご説明をするまでもないことですが、リーマンショックからの教訓として、先進国の間では、金融危機を防ぐためには、金融規制や監督だけでは足りず、国民の金融リテラシーの向上の必要性が強く認識されるようになりました。

2008年にはOECD内に金融教育についての情報共有・分析等を行う「金融教育に関する国際ネットワーク（International Network on Financial Education, INFE）」が組織され、2012年4月には「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が作成・公表されました。金融教育を効率的に推進するためには、それぞれの国において、国の実情に応じた国家戦略の策定が必要であることが確認されたのです。

ハイレベル原則は2012年6月にメキシコで開催されたG20ロスカボス・サミットの首脳宣言で承認され、我が国においても、遅ればせながらも国家戦略としての金融教育のあり方の策定が急がれることになりました。同年11月には金融庁が吉野直行慶應大学教授（当時）や翁百合氏ら8名をメンバーとする金融経済教育研究会を設置し、金融業界団体、関係省庁もオブザーバー参加しての議論が行われることになりました。

## (2) 金融経済教育研究会での議論

金融経済教育研究会には私もメンバーの一人として参加しました。研究会では金融庁幹部から、リーマンショックの契機となったサブプライムローン問題の反省として、国民が返済能力を超えて借りすぎてしまうようなことを防ぐための金融教育の必要性に加えて、リーマンショックのような場面で冷静な行動をとることも自分の資産を守るために必要な金融リテラシーであり、国民に身につけてもらう必要があるという言及がありました。

企業年金が確定給付型から確定拠出型へ移行するに伴い、以前は投資に参加することのなかった金融消費者と呼ばれる層が、投資信託の購入を通じて投資に参加するようになっていきます。こうした動きが先行して起こっている米国では、投資信託の保有者の一部がリーマンブラザーズ証券の破綻のニュースや株式市場の下落に驚いてパニック売りをしてしまい、その売りが株式市場のスパイラル的な下落を引き起こしたとの見方があることも研究会では話題になりま

した。ご説明をするまでもないことですが、投資信託はその資産の多くを株式等に幅広く分散投資をしており、仮にリーマンショックのような危機が起きても、投資対象である会社の価値が急に半減するようなことはありません。したがって、株価は一時的に急落しても本来的な価値へと回復することになります。そうした基本的な理解がなく慌てて売却して現金化してしまうと、その後に株価が回復しても資産価値が戻ることはなく、老後の生活資金の不足ということにもなりかねないわけです。このように、有事に冷静に合理的な行動をとることができることは、金融システムを守るだけでなく、国民が自分自身の資産を守ることにつながることを研究会では確認しました。

上記の他に研究会では、政府が「貯蓄から投資へ」というスローガンを掲げて金融教育を推進してきたにもかかわらず、家計の金融資産の過半が現預金に滞留を続けている理由についても議論をしました。委員からは、金融機関や提供される金融商品への不信感が国民の間に根強いことや、不安な時に誰かに相談したいのに、安心して相談できる適切な相談先が分からないこと、「投資」という言葉が「投機」と混同されているのではないかとといった指摘が行われました。

研究会は 7 回にわたって開催され、金融教育の意義・目的や金融リテラシーとされるものの内容、今後の金融教育の進め方等を議論しました。そして、金融教育の意義・目的については、ハイレベル原則を踏まえて資料 8 のように

【資料 8】 研究会が提示した金融教育の意義と目的

意義	目的	背景
公正で持続可能な社会の実現	生活スキルとしての金融リテラシー	現代社会で、金融との関わりを持つことは避けられない現状にある。 社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、生活設計の習慣化と金融商品を適切に利用選択する知識・判断力が重要となる。
	健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー	利用者保護の実現には、政府による規制だけでは限界。また、過度な規制は、金融機関のイノベーションを阻害するおそれ。 利用者の金融商品を選別する目が確かなになれば、より良い金融商品の普及も期待。
	我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー	約 1500 兆円（当時）の家計金融資産の過半は現預金。 分散・長期投資のメリットについての理解が十分でないこともその要因。 家計の中長期の分散投資が促進されれば、成長分野への持続的な資金供給に資する効果。

(出所) 研究会報告書より筆者作成



【資料9】 「(生活スキルとして) 身に付けるべき最低限の金融リテラシー (4分野 15項目)」

<p>1. 家計管理</p> <p><b>項目1</b> 適切な収支管理(赤字解消・黒字確保)の習慣化</p> <p>2. 生活設計</p> <p><b>項目2</b> ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解</p> <p>3. 金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択</p> <p>【金融取引の基本としての素養】</p> <p><b>項目3</b> 契約にかかる基本的な姿勢の習慣化</p> <p><b>項目4</b> 情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できる者であるかどうかの確認の習慣化</p> <p><b>項目5</b> インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解</p> <p>【金融分野共通】</p> <p><b>項目6</b> 金融経済教育において基礎となる重要な事項(金利(単利、複利)、インフレ、デフレ、為替、リスク・リターン等)や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解</p> <p><b>項目7</b> 取引の実質的なコスト(価格)について把握することの重要性の理解</p>	<p>【保険商品】</p> <p><b>項目8</b> 自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解</p> <p><b>項目9</b> カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解</p> <p>【ローン・クレジット】</p> <p><b>項目10</b> 住宅ローンを組む際の留意点の理解</p> <p>①無理のない借入限度額の設定、返済計画を立てることの重要性</p> <p>②返済を困難とする諸事情の発生への備えの重要性</p> <p><b>項目11</b> 無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化</p> <p>【資産形成商品】</p> <p><b>項目12</b> 人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解</p> <p><b>項目13</b> 資産形成における分散(運用資産の分散、投資時期の分散)の効果の理解</p> <p><b>項目14</b> 資産形成における長期運用の効果の理解</p> <p>4. 外部の知見の適切な活用</p> <p><b>項目15</b> 金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解</p>
---	---

(出所) 金融庁

定義したうえで、金融教育の効率的・効果的な推進のためには何を教えていくべきかを関係者間で共有することが望ましいということになり、国民が生活スキルとして「身に付けるべき金融リテラシー (4分野 15項目)」(資料9)を提示しようということになりました。

(3) 金融教育を進めていくうえでの四つの課題

金融経済教育研究会では、金融教育を進めていくうえでの方向性の確認とともに課題の検討を行ない、次の四点を指摘することになりました。

第一に、行動面の重視です。欧米では当時すでに、お金や金融に関する知識やスキルを中心とする金融リテラシーからさらに進んで金融ケイパビリティという考え方が重視されるようになっていました。金融ケイパビリティとは、身に付けた金融リテラシーをもって適切に行動できる能力であり、実践を通じて育まれるものと考えられています。研究会ではこうした考え方を取り入れ、知識の習得に加え、行動面も重視しようということになり、①健全な家計管理、②生活設計の習慣化、③金融商品の適切な利用選択に必要な着眼等の習得に加え

て④外部の知見の適切な活用等を基本要素としようということになりました。行動を起こすには適切な第三者にアドバイスを求めたり相談することが必要かつ有効と考えたためです。

第二に、対象について、社会人により焦点を当てることを提言しました。学校での教育はもちろん大事ですが、今の市場参加者である社会人が適切な金融行動をとれるようになることが喫緊の課題であると考えたためです。具体的には、職域における確定拠出年金加入者への継続的な投資教育の充実とともに、自治体で行う消費者教育において金融教育をしっかりと位置付けて住民に提供していくこと、その他、担い手となる人材の育成や中立的機関（金融広報中央委員会や金融庁、消費者庁等）による情報提供の充実等を提言しました。

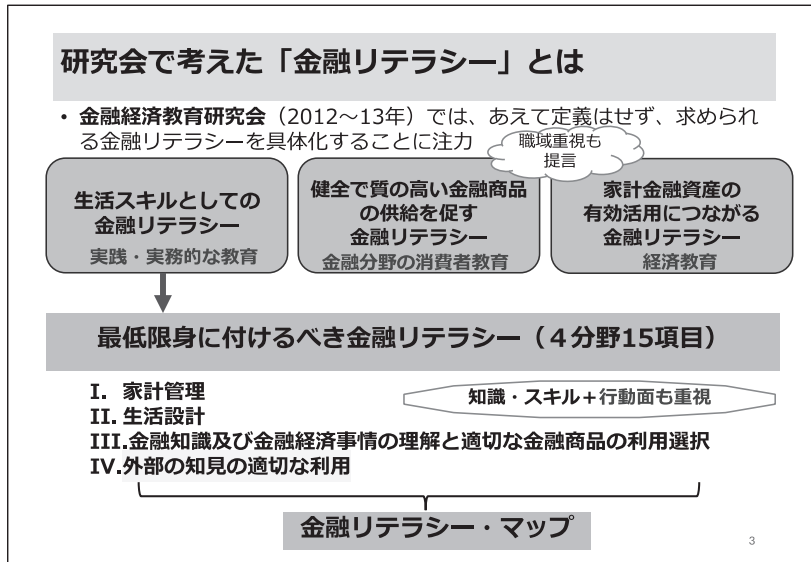
第三に、推進体制です。2001年の金融審議会答申を受け、我が国の金融教育は金融広報中央委員会のネットワーク（47都道府県の金融広報委員会や民間団体、学識者、関係省庁等で構成）を軸に進められてきましたが、研究会は金融庁をはじめとする関係当局がもっと積極的な役割を果たすべきであると指摘、これを受けて、2013年6月に同委員会のもとに金融経済教育推進会議が設置されました。推進会議には金融庁も参加し、各主体が行う金融教育の間に無駄や隙間を生じないように適切な役割分担を行うことや、全体の取組みを関係者間でフォローして進行管理をしていこうということになりました。

第四に、効果測定を行ってPDCAをしっかりと回していくことです。そのためには国民への金融経済教育の定着度合を定点観測することが必要であり、国民の金融力調査を定期的実施することを提言しました。

#### (4) 金融経済教育推進会議のもとでの成果と課題

金融広報中央委員会のもとに設置された金融経済教育推進会議には研究会の委員を務めた6名に西村隆男横浜国立大学教授（当時）ら学識者3名が加わり、金融庁出席のもと、主要な金融業界団体や関係省庁がオブザーバー参加することになりました。推進会議は年に2回（6月と12月）開催され、事務局である金融広報中央委員会からの進捗状況報告に続いて、9名の委員が意見を述べるという形で開催されてきました。毎回の議事録は金融広報中央委員会のホームページに公開されており、提出された資料とともにお読みいただくことができます。

【資料 10】 研究会で考えた「金融リテラシー」と「金融リテラシー・マップ」の関係



(出所) 筆者作成

推進会議のもとでの成果としては次の三つを挙げることができます。いずれも研究会の提言を受けて実施されたものです。

① 金融リテラシーマップの策定 (2014 年)

2001 年以降、全国の自治体や業界団体、金融機関、NPO 団体等の多様な主体がそれぞれ独自に教育教材を作成し金融教育講座等を実践していましたが、その内容が重複していて非効率であるとか、基準がなくバラバラであるといった指摘がなされていました。そこで、研究会が作成した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」のうちの「生活スキルとしての金融リテラシー」の 4 分野 15 項目を具体化して、年齢層別にマッピングした (対応付けを行った) ものを作ろうということになったわけです (資料 10)。マップの策定にあたっては、年齢層別に対象者が学習すべき内容を明確化し、金融教育を実施する主体がより効果的・効率的に金融教育を実践する際の助けになることに主眼が置かれたと聞いています。

同マップは、2023 年秋に J-FLEC の創設を盛り込んだ改正金融サービス提供法案が提出された折に、その維持継続を要望する意見書が各所から出されたことからもうかがえるように、金融教育の現場に広く浸透・定着し、今日も活

用されていますが、社会環境はデジタル化の進展やサステナビリティの重要性の高まり等、大きく変化しており、各年齢で身に付けるべき項目は時代とともに変わっています。絶えず見直しを続けていくことが必要でしょう。

② 金融リテラシー調査の実施 (2016 年, 2019 年, 2022 年)

これも研究会の提言を受けて始まったものです。家計の金融行動に関する家計調査は 1963 年以来毎年実施されてきましたが、国民の金融リテラシー（お金に関する知識や判断力）を定点測定することは行われていませんでした。研究会では、金融教育の成果を確認するうえで国民の金融リテラシーの測定は不可欠ということになり、金融広報中央委員会が 3 年ごとに調査を実施することになりました。調査は、設問 53 問中の約 4 割が米国の FINRA（金融業界監督機構）や OECD 等の海外機関が行なっている同種調査との比較が可能なものとなっています。また、18 歳から 79 歳までの 2 万 5 千人（2022 年は 3 万人）を対象とし、国勢調査に基づいて都道府県別の人口比にほぼ同一な割り付けが行われており、都道府県別の地域差を確認することができるようになっていきます。調査結果の公表時には都道府県別の金融リテラシーの得点ランキングや地域特性も示されるため、得点が低かった自治体は 3 年後の調査に向けて自治体を挙げて金融教育に注力するといった効果も見られます。

③ コアコンテンツの開発 (2019 年)

「大学 1 コマ 90 分講義で使えるモデル教材」を想定して推進会議主導で開発された教材です。すぐに使える教材があれば大学教員の負担を軽減でき、金融講座を多くの大学で実施してもらうことができるのではとの提案を受けて開発されたものです。推進会議では、金融業界団体や金融機関が無償で大学に金融講座と銘打った講座を提供している状況について、歓迎すべきことではあるものの、その内容が投資信託や生命保険、損害保険といった特定の商品に偏ってしまうことは、一般の学生を対象とした講座の場合は偏った理解を与えてしまう恐れがあり、限られた時間で全体像をバランスよく学べる教材の開発が必要との指摘もなされていました。こうした意見を受けて、コアコンテンツの制作に当たっては、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の項目を中心に、特定の分野に偏ることなくバランスよく全体像を学べるような配慮がなされました。なお、J-FLEC では、このモデル教材という考え方を発展させて、大学生向けだけでなく小学生向け（低学年向け、中学年向け、高学年向け 3 種類）、

中学生向け、高校生向けの標準講義教材を開発し提供しています。

上記以外の成果としては、推進会議の開催によって PDCA を回すとともに、金融教育の関係者が一堂に会することによって所属を超えた人的ネットワークが形成されたことが大きかったように思います。また、会議の議事録や提出された資料は金融広報中央委員会のホームページに公開されましたので、金融教育の関係者間の情報共有もそれ以前と比べると大きく進んだと評価できます。

一方、推進会議は年に 2 回の開催であり、様々な主体が行う金融教育を調整するには限界がありました。また、都道府県に設置されている金融広報委員会はその設置部署が自治体によって異なり、指示命令系統がそれぞれ異なることから、全国どこでも同レベルの金融教育を提供することを目指そうとしたときに、日本銀行に事務局を置く金融広報中央委員会に全国 47 の金融広報委員会の統括を期待することには無理があることも次第に分かっていきました。

#### (5) 学校教育での新しい動き

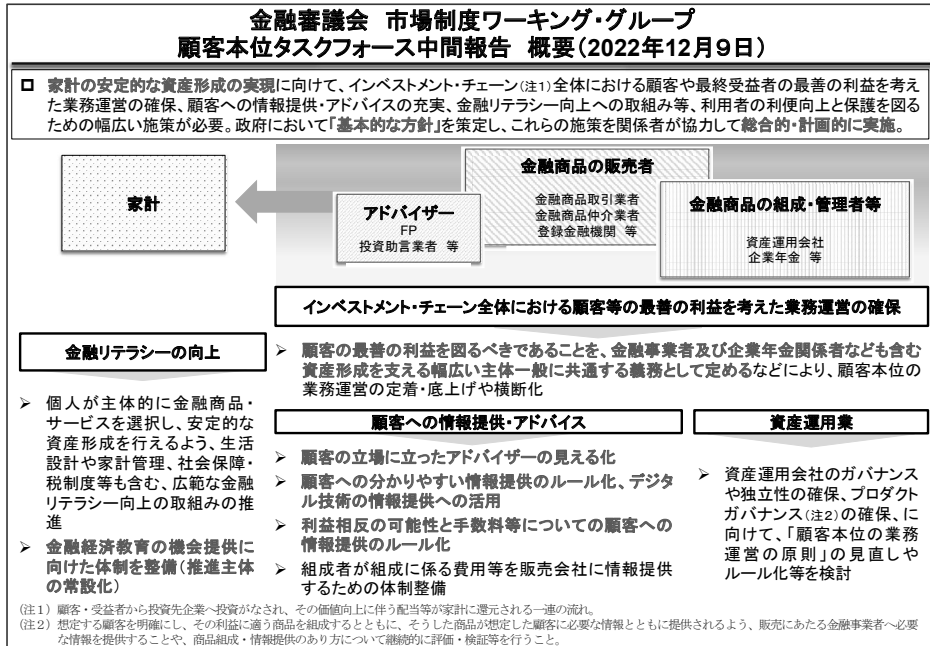
金融教育を学校教育の中でも推進していくためには、学習指導要領の中に盛り込む必要があります。この点、2000 年代後半の改訂時には学校教育関係者が消極的であったことは前述のとおりですが、2012 年のロスガボス・サミット以降は、金融教育の推進は我が国の国家戦略と位置付けられたこともあり、2018 年以降の学習指導要領の改訂では金融教育は当然に必修化されることになりました。こうして 2020 年に小学校、2021 年に中学校、2022 年に高校で新学習指導要領が実施され、学校教育において金融教育が行われることになりました。

#### 4. 第 4 ステージ (2022 年～) : J-FLEC を中心とする金融教育の推進

2022 年 11 月、岸田政権のもとで開催された新しい資本主義実現会議において資産所得倍増プランが決定され、国家戦略として金融教育を推進していくための具体的な施策として、J-FLEC の設立という大きな動きがあったことは第 1 章でご説明した通りです。

この決定に先立ち、金融庁は 2022 年 10 月に金融審議会市場制度ワーキンググループのもとに顧客本位タスクフォースを設置し、家計の安定的な資産形成を支援していくための検討が行われました。資料 11 は同タスクフォースが

【資料 11】 顧客本位タスクフォースでの議論の全体像



(出所) 金融庁

とりまとめた中間報告の全体像となります。

2001 年以降、金融広報中央委員会を軸に、我が国の金融教育や、関係省庁や自治体、金融業界団体や金融機関、NPO 団体等がそれぞれにさまざまな取り組みを進めてきましたが、振り返ってみると、同じような教材を制作する等活动に重複が見られました。また、学校教育に偏る傾向があり、最重要とされている社会人向けが進んでいないといった課題も見えてきていました。さらに、それぞれの主体が金融教育に使える資源(お金と人)には限りがあり、それぞれが持つ資源を集約して実施ができれば、より効果的な金融教育の推進につながるのではないかと考えられるようになっていました。こうして、金融広報中央委員会を廃止して新たに常設的な機関を創設する案が浮上することになりました。同委員会とともに長く活動を共にしてきた関係者からは、同委員会の解散を惜しむ声がありましたが、日本銀行の情報サービス局に事務局を置く委員会という組織では責任の所在が明確ではなく、司令塔としても限界がありました。また、同委員会が 2005 年に学校教育を中心に金融教育の推進に取り組ん

でいくことを基本方針として決定しており、政府が急務と考える社会人とりわけ職域への金融教育の推進に対して積極的に動くことができなかったという事情も、解散して新たな組織を立ち上げるという決定に傾く一因となりました。

こうして、金融サービス提供法に、金融経済教育推進機構（J-FLEC）を認可法人として設立し運営していくための規定を追加する改正法案が2023年秋の臨時国会に提出され、可決成立することになりました。このような急展開の中で、日本弁護士連合会や消費者団体等から、国が「貯蓄から投資へ」を国民に対して強調し過ぎているのではないかといった懸念の声があがることになりました。同年12月には日本弁護士連合会が資料12を骨子とする意見書を公表、同連合会が表明した要望は2024年4月に設立されたJ-FLECの組織や運営体制に概ね反映されることになりました。

【資料12】 日本弁護士連合会の要望（意見書<sup>13)</sup>からの抜粋）

- ・2012年に金融経済教育研究会が示した金融教育の目的・意義である「国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現に貢献していくこと」を堅持すること
- ・金融経済教育推進会議が作成した「金融リテラシー・マップ」で示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー」（家計管理、生活設計、金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択、外部の知見の適切な活用）の涵養を中核とするものであり、「金融リテラシー・マップ」の内容を踏まえつつ、広範な観点から金融リテラシーの向上を目指して実施すること
- ・「貯蓄から投資へのシフト」の方向性を過度に強調したり、国民の金融リテラシーの向上がなされないまま、投資へ誘導したりするような教育を行わないこと
- ・新機構（J-FLEC）の理事、監事及び運営委員会の委員には、消費者問題に精通する弁護士及び消費者問題や消費者教育について専門的知見を有する者を選任すること

13) 2023年12月15日「金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書」<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2023/231215.pdf>

## 最後に 我が国の金融教育の課題

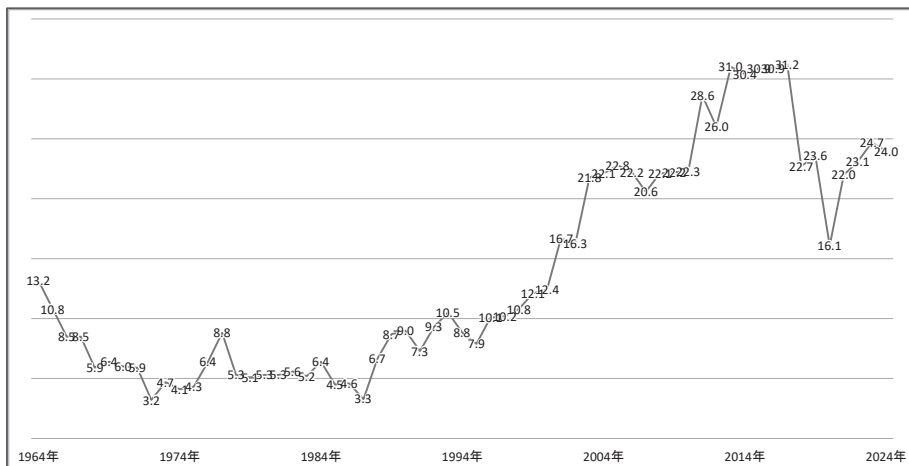
以上、J-FLEC の設立に至るまでの我が国の金融教育の形成過程と J-FLEC の課題等について見てきましたが、最後に、気になるデータをご紹介しますながら、消費者活動の現場から見える我が国の金融教育の課題と意思についてお話しして終わりしたいと思います。

### (1) 格差の是正につながる金融教育を

資料 13 は家計の金融行動に関する世論調査 (2 人以上世帯)<sup>14)</sup> において「金融資産の保有の有無」について問うた設問に「金融資産を持たない」と回答した世帯の比率の推移を見たものです。アンケート調査の方法が途中で変更されており、連続したものではないことを考慮する必要がありますが、2024 年の調査でも 24% の世帯、4 世帯に 1 世帯が「金融資産を持たない」と回答しています。金融資産を持たない世帯は、政府が進める資産所得倍増プランの諸施策の恩恵を受けることが難しい状況にあることに留意が必要です。

格差拡大を是正していくためにはさまざまな施策を講じていく必要があります。

【資料 13】 「金融資産を保有しない」と回答した世帯比率の推移 (%)



(出所) J-FLEC 公表データより筆者作成

14) 2023 年までは金融広報中央委員会が実施してきたが、2024 年より J-FLEC に移管となった。



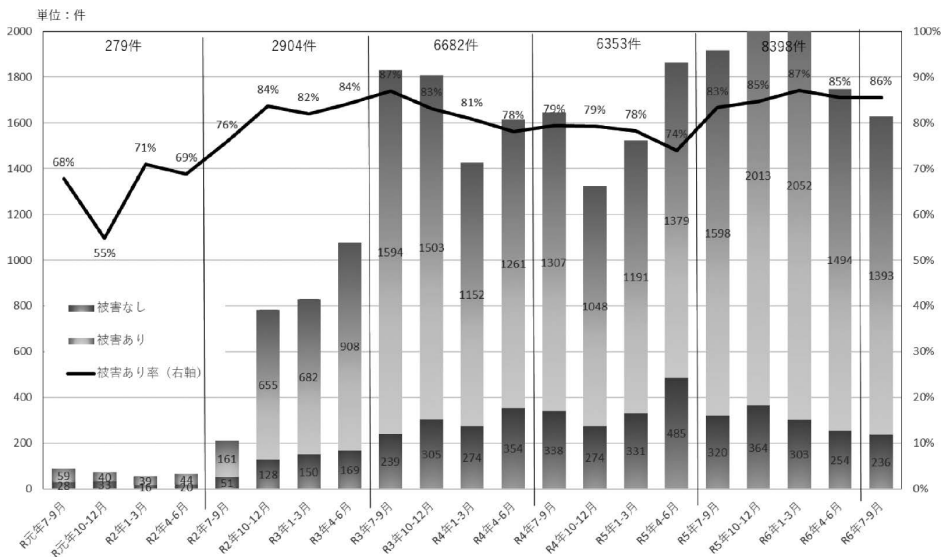
す。教育で解決できることには限界がありますが、家計管理だけでなく、返済できない負債を作らないための生活習慣を身に付けるための教育や個別相談対応等の拡充も、「誰一人取り残さない」という理念を掲げる J-FLEC の課題として取り組んでいっていただくことを希望します。

我が国でも貧困の連鎖が問題になっています。この連鎖を断ち切るためには、生活困窮家庭の未成年者に対する金融教育を社会課題として推進していくことも必要でしょう。国民のフィナンシャル・ビーイングは様々であることを踏まえた金融教育の開発と提供は今後の課題と言えます。

## (2) 「お金で躓かないための金融教育」の必要性

資料 14 は、金融庁の金融サービス利用者相談室が公表している投資詐欺の被害相談件数の推移です。2020 年（令和 2 年）の中央から相談件数が急増し、被害ありの比率が上がっています。背景として、2020 年以降、著名人になりました偽広告等によるものも含む SNS 型投資詐欺が急増してきたことが挙げられています。遠因として、老後不安から資産形成（投資）への関心が高まっている一方、金融取引を行う場合は登録業者と行わなくてはならないという基本を知らずに金融取引に参加する人が増えていることが指摘されています。金

【資料 14】 投資詐欺被害相談件数の推移



(出所) 金融庁・金融サービス利用者相談室

融教育において資産形成（投資）におけるリスク・リターンや分散投資の効果等を教えることはもちろん重要ですが、金融取引においては無免許・無登録業者と取引しない等、実際取引を行う際に最低限身に付けておくべき基本事項をしっかりと教えていくことも行なっていく必要があります。

資料 15 は、多重債務者がここにきて増えていることを示す資料です。特に 10 代、20 代の相談件数が急増してきています。10 代の急増については、2022 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、クレジットカードを作ったりカードローンを利用したりすることが、親権者の同意なくできるようになったことが大きいと言われていています。また、オンライン上には高額な美容医療や自己研鑽をうたう情報商材（セミナーや教材購入）等が溢れており、十分な蓄えがない若い世代がクレジットカードやカードローンを利用してこれらのサービスを購入し、過重債務になってしまう事例や、高い金利を支払えずさらに借りてしまい多重債務に陥ってしまう事例が報告されています。また、生活費の不足を補うために安易にキャッシングしたり、欲しい物をついつい買ってクレジットカードのリボルビング払いを利用するようになってしまい、返済しなくてはならない金額が雪だるま式に増えてしまったというような事例も聞いています。返済しきれなくなって、ヤミ金融と呼ばれる無登録業者からお金を借りてしまい、犯罪グループに取り込まれてしまうということも起きています。

安易にお金は借りないこと、お金を借りたら返さなくてはならないこと、返さないで放置していると信用という財産に傷がついてしまうこと、無担保の借入の場合は金利が非常に高いことを教えていくことが必要です。J-FLEC 等では資産形成の領域で複利効果を教えていますが、お金を借りる場合の複利効果の怖さもしっかりと教えるべきです。そして何よりも、無登録の業者からお

【資料 15】 若年層の多重債務相談件数（単位：件）

	2014 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
10 代	59	101	86	90	131	176
20 代	3,370	3,110	2,925	2,836	3,362	3,850
全体	30,669	23,658	28,781	20,392	21,446	23,601

（出所）国民生活センター



金を借りてはいけません。SNS 上で個人を装ってお金を貸すとうたっている場合がありますが、これもヤミ金融です。

お金は人生を豊かにしてくれるものであると同時に、お金で人生を躓くこともあることを、若い世代にしっかりと教えていくことが必要です。そんな思いから、2024年2月に、所属するNACSという消費者団体の仲間と「20代、30代のあなたに読んでほしい『お金の話～人生、お金でつまづかないために～』」という小冊子を開発しました。無償でダウンロードできますので、ご活用ください。<https://nacs.or.jp/teaching-materials/book13/>

最後になりますが、本稿でも見てきたように、金融教育は時代とともに変化していくものです。その時代のニーズに応じて、必要な教育を新たに創り出していく、その力は民間にこそあると思います。J-FLECが立ち上がりました。J-FLECは自らを「金融経済教育のプラットフォーム」と称しています。これからも多様な主体が必要と思う教育を創り出し、J-FLECのもとで提供し合い、時には競い合って切磋琢磨し金融教育の質を高めていくことが期待されます。

#### <略歴>

1984年に東京大学を卒業後、日興証券(株)に入社し、アナリストや系列投資顧問会社での資産運用業務を経て投資信託ビジネス全般を経験。1998年にCitibankに移り個人投資部の立ち上げ

を担当。2004 年に消費者市民グループ「良質な金融商品を育てる会」を立ち上げ、以降、同グループを主宰している。

2009 年より金融庁・金融審議会委員（現在は専門委員）として、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定や「老後 2,000 万円問題」で話題となった市場ワーキンググループ、J-FLEC の設立を審議した顧客本位タスクフォースに参加した。2012 年の金融経済教育研究会、2013 年より金融経済教育推進会議の委員を務めている。現在、金融庁参事。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）にも所属し、代表理事副会長、消費者庁・消費者教育推進会議の委員等を歴任した。

2010 年から国民生活センターの ADR の特別委員を務め、金融分野の消費者トラブルの紛争解決にも従事。早稲田大学法科大学院を 2012 年に修了（法務博士）。

現在、お茶の水女子大学大学院非常勤講師、(株) 山口フィナンシャルグループや (株) ヤクルト本社等の社外取締役を務めている。

(ながさわ・ゆみこ 良質な金融商品を育てる会世話人・  
お茶の水女子大学大学院非常勤講師)